

監 査 結 果 報 告 書

平成30年4～6月度

千早赤阪村監査委員

1. 監査対象

定期監査（地方自治法第 199 条第 1 項、第 4 項）：議会事務局
 総務課
 人事財政課

行政監査（地方自治法第 199 条第 2 項）：議会事務局
 総務課
 教育課
 住民課
 健康福祉課
 地域戦略室

2. 監査期間

月 日	監査対象課
平成 30 年 4 月 13 日（金）	議会事務局
平成 30 年 4 月 20 日（金）	総務課
平成 30 年 4 月 27 日（金）	総務課
平成 30 年 5 月 10 日（木）	教育課
平成 30 年 5 月 18 日（金）	住民課、総務課
平成 30 年 5 月 28 日（月）	住民課
平成 30 年 6 月 15 日（金）	人事財政課、健康福祉課
平成 30 年 6 月 22 日（金）	健康福祉課、地域戦略室

3. 監査の対象事務

定期監査 ・議会事務局における平成 28 年度、平成 29 年度の随意契約に関する事務の執行について
 ・総務課における平成 28 年度、平成 29 年度の随意契約に関する事務の執行について
 ・人事財政課における平成 28 年度、平成 29 年度の随意契約に関する事務の執行について

行政監査 ・各課における平成 27 年度、平成 28 年度の補助金交付状況について

	平成 27 年度	平成 28 年度
議会事務局	・議会政務活動費	・議会政務活動費
総務課	・地区防犯灯整備補助金 ・地区補助金 ・消防団運営補助金	・地区防犯灯整備補助金 ・地区補助金 ・消防団運営補助金

	平成 27 年度	平成 28 年度
教育課	<ul style="list-style-type: none"> ・中学生海外派遣事業補助金 ・総合的学習補助金 ・人権教育研究会参加補助金 ・中学校進路指導補助金 ・中学校生徒指導補助金 ・中学校部活動補助金 ・学校運営費補助金 ・遠距離通学補助金 ・村 P T A 連絡協議会補助金 ・学童保育連絡会補助金 ・建水分神社防災施設保守点検補助金 ・体育協会補助金 ・村民スポーツフェスティバル補助金 	<ul style="list-style-type: none"> ・中学生海外派遣事業補助金 ・総合的学習補助金 ・人権教育研究会参加補助金 ・中学校進路指導補助金 ・中学校生徒指導補助金 ・中学校部活動補助金 ・学校運営費補助金 ・遠距離通学補助金 ・村 P T A 連絡協議会補助金 ・学童保育連絡会補助金 ・建水分神社防災施設保守点検補助金 ・体育協会補助金 ・村民スポーツフェスティバル補助金 ・こごせっ子給食費補助金
住民課	<ul style="list-style-type: none"> ・通知カード・個人番号カード関連事務委任交付金 ・村人権協会補助金 ・合併処理浄化槽維持管理費補助金 ・し尿汲み取り助成金 	<ul style="list-style-type: none"> ・通知カード・個人番号カード関連事務委任交付金 ・村人権協会補助金 ・合併処理浄化槽維持管理費補助金 ・し尿汲み取り助成金
健康福祉課	<ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉協議会補助金 ・心身障害児通園施設運営費補助金 ・臨時福祉給付金 ・保育所運営費補助金 ・重度障害者住宅改造助成事業補助金 ・子育て世帯臨時特例給付金 ・高齢者住宅改造助成事業補助金 	<ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉協議会補助金 ・心身障害児通園施設運営費補助金 ・臨時福祉給付金 ・保育所運営費補助金 ・民間保育所等業務効率化推進事業補助金

	平成 27 年度	平成 28 年度
地域戦略室	<ul style="list-style-type: none"> ・ 一般コミュニティ助成金 ・ 地域活動活性化補助金 ・ 地域公共交通調査事業補助金 ・ 定住促進空き家活用補助金 ・ 既存建築物耐震診断補助金 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 一般コミュニティ助成金 ・ 地域活動活性化補助金 ・ 地域公共交通調査事業補助金 ・ 定住促進空き家活用補助金 ・ 村制 60 周年記念事業補助金 ・ 子育て世帯等引越し費用補助金

4. 監査の着眼点

監査対象の事務の執行が、関係法令等に準拠し、適正かつ効率的に行われているかを主眼とし、下記項目について検証した。

1. 支出に係る事務は関係法令等に基づき、適正に執行されているか。
2. 契約に係る事務は関係法令等に基づき、適正に執行されているか。
3. 文書管理は関係法令等に基づき、適正に執行されているか。

5. 監査の方法

監査対象課から関係資料、証拠書類の提出を求め、照会調査するとともに、必要に応じ関係職員から事情を聴取し、監査を実施した。

6. 監査の結果

監査の結果、概ね適正に執行されているものと認められたが、補助金の交付について実績報告の提出がされていないものや確定通知未作成のものが一部見受けられた。以下に指摘した検討又は改善を要する事項については必要な措置を講じ、適正な事務の執行に努めること。

なお、検討又は改善を要する事項について必要な措置を講じられた場合には、その旨を通知すること。

〈検討又は改善を要する事項〉

定期監査指摘事項

【議会事務局】

1 議会だよりの契約について

- ・ 平成 28 年度、平成 29 年度のカラー印刷の見積において、設計書の価格と大幅にかけ離れた見積価格を提示した業者がある。見積調書の確認を徹底すること。
- ・ 設計書の合計価格が、予算額を上回っている。予算内の設計を徹底すること。
- ・ 設計書の印刷単価が 2 年連続で同じ価格になっている。物価資料を基に適正な設

計に努めること。

【人事財政課】

1 健康診断等委託料について

- ・見積もり合わせ時に作成した設計書の金額と、4社中1社の見積書の金額が全く同じ金額になっている。また、1社のみ極端に低い金額になっているが、不審に思われる設計書の作成は控えること。今後、設計書の作成に当たっては、他の市町村や保健所等を参考に適正な設計書の作成に努めること。
- ・工期の変更を実施しているが、業者が村宛に作成するはずの文書を、村が手直しして、保管している。不要な文書の保管は控えること。
- ・設計書では120人の実施予定となっているが、実際に実施した人数は103人となっている。全ての職員の健康診断、人間ドック等の実施状況を把握し、記録として残しておくこと。
- ・契約書に「仕様書のとおり」と記載されているが、契約書に仕様書が添付されていない。適正な契約書の作成に努めること。
- ・職員の健康管理を担当する部署として、再検診の実施状況も把握しておくこと。
- ・契約期間の変更がなされているが、何が原因で、また、どちらからの申し出で変更契約がなされたのか分かるようにしておくこと。

行政監査指摘事項

【議会事務局】

1 議会政務活動費の精算について

- ・精算時に添付している領収書に内訳が書かれていないので内容が分からない。コピー代等についても金額の大きいものについては内訳書を提出させること。
- ・政務活動費の執行に関する年間の活動計画と実績報告書を会派として作成してはどうか。またカメラ等の共通で使用できる備品については会派管理よりも議会事務局にて管理台帳を作成し会派の共同使用にしてはどうか。

【総務課】

1 地区防犯灯整備補助金の交付について

- ・実績報告時に領収書の添付の無いものが一部見受けられた。また設置完了後は設置器具及び施工後の写真を提出することになっているが、設置器具の写真の提出のない地区があった。実績報告時の確認を徹底すること。
- ・第7条の完了検査を実施後に作成する検査復命書の無いものが一部見受けられた。検査復命書を確実に作成すること。
- ・補助金の交付請求は第6条の実績報告（領収書の写し添付）と完了検査完了後、

第8条の確定通知書の通知を受けて地区が請求し交付を受けているが、地区において事業者に支払う資金の必要上、実績報告書提出の前に補助金の交付を必要とする場合は、第10条に定める概算払いの手続きをとるよう地区に指導すること。

2 地区補助金の交付について

- ・実績報告の未提出の地区が見受けられた。未提出の地区に提出を徹底させること。
- ・補助金の交付申請を受けた際は、交付決定の審査をすることになっているが、審査する書類の添付記載が要綱にないため、書類が提出されていない。要綱の整備を検討すること。
- ・地区補助金要綱第2条（補助の対象）に「地区協力費、防犯灯設置等、道路清掃費及び年末夜警に対する補助」となっているので、実績報告書には補助対象の事業を具体的に記載するよう指導すること。

3 消防団運営補助金の交付について

- ・補助金の実績報告時に提出させている収支決算書に作成者、確認者の印鑑が抜けている。誰が作成したのか、誰が確認したのかを明確にさせること。
- ・実績報告を確認し、補助金確定の決定を行った決裁書類が作成されていない。また確定通知の提出がされる前に補助金を交付しているので、補助金概算払請求の手続きをとること。規則に基づいた事務手続きに努めること。

【教育課】

1 総合的学習補助金の交付について

- ・「カメラ用品」など、用途不明な実績報告が見受けられる。また支払方法についても個人のクレジットカード等を利用している。適切な支払の徹底に努めること。

2 人権教育研究会参加補助金の交付について

- ・予算は32千円だが、決算額は16千円となっており、不必要額を戻入しているが、平成27年度においては、その決裁書類が作成されていない。

3 中学校部活動補助金の交付について

- ・飲料の購入費、タオル代、プログラム代、トレーニング器具、消耗品など、各部署で不要品と思われる物や、内容の不明な物品の購入が見受けられる。また予算の消化と思われる別途購入費が見受けられる。適正な管理のために各部からの要望の有無を提出させ、予算の配分を実施してはどうか。

4 遠距離通学補助金の交付について

- ・遠距離通学補助金交付申請書の記入内容に不備が散見される。また申請書に補助金の申請金額を記入する欄が無い。申請書の確認、及び要綱の改正を検討すること。

- ・公的扶助制度の受給状況や、申請時の距離の確認をどのように実施しているのか。決裁時の書類に資料として添付すること。
 - ・補助金交付の対象となる定期券の金額の根拠が、何か月分なのか要綱に記載されていない。また、購入したとされる定期券の写し等の確認がされていない。
- 5 村PTA連絡協議会補助金の交付について
 - ・実績報告書が未提出であり、確定通知が作成されていない。補助金交付規則に基づいた事務手続きに努めること。
 - 6 学童保育連絡会補助金の交付について
 - ・実績報告書が未提出であり、確定通知が作成されていない。要綱には確定通知を作成する旨は記載されていないが、補助金交付規則に基づいた事務手続きに努めること。
 - 7 建水分神社防災施設保守点検補助金の交付について
 - ・実績報告書が未提出であり、確定通知が作成されていない。平成27年度は概算払いとなっているが、概算払い制度を利用した請求になっていない。補助金交付規則に基づいた事務手続きに努めること。
 - 8 体育協会補助金の交付について
 - ・実績報告書が未提出であり、確定通知が作成されていない。補助金交付規則に基づいた事務手続きに努めること。
 - 9 村民スポーツフェスティバル補助金の交付について
 - ・実績報告書は提出されているが、確定通知が作成されていない。実際の運用には概算払い制度が必要になるので、補助金交付規則に基づいた事務手続きに努めること。
 - 10 ござせっ子給食費補助金の交付について
 - ・中学校の申請は97名だが、交付しているのは96名となっている。1名は長期欠席のため給食が不要とのことだが、決裁文書にはその旨の資料が付されていない。
 - ・府下で給食費を一番低くすることを補助金の目的としているならば、補助金の額は適正かどうかを毎年調査し、見直しを実施してはどうか。

【住民課】

- 1 通知カード・個人番号カード関連事務委任交付金の交付について
 - ・地方公共団体情報システム機構からの請求の額を確認した記録が保管されていない。請求額の根拠の確認を徹底すること。
- 2 村人権協会補助金の交付について
 - ・実績報告書は提出されているが、確定通知が作成されていない。補助金交付規則

に基づいた事務手続きに努めること。

- ・平成 28 年度において補助金の交付額よりも使用実績額の方が少なく、次年度への繰り越しが発生している。精算を命じ、返還させるか次年度で使用させること。

3 合併処理浄化槽維持管理補助金の交付について

- ・補助金の交付の目的は、合併処理浄化槽の適正な維持管理を促進することであるが、補助金の申請をしてこなかった者への周知、対応が徹底されておらず、目的の達成のための対応が不十分である。補助対象となる合併処理浄化槽の数を把握し、住民への周知に努めること。

4 し尿汲み取り助成金の交付について

- ・地方自治法施行令第 158 条第 2 項及び財務規則第 30 条第 1 項において、徴収事務を委託した際は、その旨を告示及び公表しなければならないことになっているが、平成 27 年度、平成 28 年度において告示及び公表が実施されていない。
- ・契約書の第 6 条第 3 項に、「徴収した処理手数料は委託料の一部に充当することができる」とされているが、手数料を委託料に充当した記録がない。地方自治法施行令第 164 条に規定する繰替払の事務処理を徹底すること。
- ・契約書の第 7 条第 2 項において求めている毎月の徴収した処理手数料の実績報告書の提出がない。

【健康福祉課】

1 社会福祉協議会補助金の交付について

- ・社会福祉協議会からの実績報告に領収書や内訳が添付されていない。村への報告時に、補助団体から社会福祉協議会に報告した領収書等も添付させること。
- ・老人クラブ連合会の監査資料に通帳の残高証明書の写しの添付がされていない。

2 臨時福祉給付金の交付について

- ・対象者の死亡に伴い、補助金額の決裁文書の訂正がされているが、誰が訂正したのかが分からない。また、決裁文書に支出の根拠となる予算科目、予算額等、決裁に必要な情報を書き入れて、適正な起案文書の作成に努めること。

3 保育所運営費補助金の交付について

- ・要綱第 7 条に書かれている交付条件と交付決定通知書に書かれている交付条件が異なっている。
- ・交付申請時に相手から提出された算定基準額の根拠を村が確認した記録が保管されていない。
- ・平成 27 年度に要綱の改正が行われているが、旧要綱に基づいて補助金交付を行っている。要綱どおりの事務の執行に努めること。
- ・フリー保育士配置事業補助について、申請時と実績報告時で保育士の名前が変わっているが、変更に関する報告が村に提出されていない。

- ・保育所から提出されている決算書に記載されている補助金の受入額に、交付確定の金額ではなく概算払いを受けた金額を記載している。提出書類の確認審査を徹底すること。
- 4 子育て世帯臨時特例給付金の交付について
 - ・決裁書類には児童の親の数が記入されており、補助金交付の基となる児童の数が書かれていない。また、決裁文書に支出の根拠となる予算科目や予算額等、決裁に必要な情報を書き入れて適正な起案文書の作成に努めること。
 - 5 重度障害者住宅改造助成事業補助金の交付について
 - ・要綱第 14 条において実績報告の後は現場の立ち入り検査を実施することになっているが、その記録がない。
 - ・支出負担行為に添付する書類が、起案用紙のコピーであったり、決定通知書の原本のコピーであったりと、統一されていない。会計マニュアルに沿った運用に努めること。
 - 6 民間保育所等業務効率化推進事業補助金の交付について
 - ・実績報告時は様式第 6 号を使用しなければならないが、様式第 5 号を使用しており、添付書類の提出がされていない。書類提出時の確認審査を徹底すること。

【地域戦略室】

- 1 一般コミュニティ助成金の交付について
 - ・申請時に提出している地区の予算書に、助成金を使用して行う事業について記載されていない。事業実施の根拠となる書類の提出確認を徹底すること。
 - ・平成 27 年度、平成 28 年度ともに概算払いによる補助金の支払を実施しているが、その精算が行われていない。適正な会計処理に努めること。
 - ・現地調査は実施しているとのことだが、検査復命書が作成されていない。適正な書類の作成に努めること。
- 2 地域活動活性化補助金の交付について
 - ・要綱第 9 条において、交付決定するにあたり、交付申請の事業内容を地域活動活性化事業審査委員会において審査を行うことになっているが、どのような審査を行ったのかの記録が作成されていない。
 - ・要綱第 9 条に規定している審査委員会を設置すること。
- 3 定住促進空き家活用補助金の交付について
 - ・要綱第 11 条において、実績報告後は検査を行うことになっているが、現地調査を行った記録が作成されていない。